

Edyサービス利用約款

第1条(目的)

本約款はビットワレット株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する電子マネー「エディ」に関して規定するものです。利用者が「エディ」を使用する場合には本約款が適用されます。

第2条(定義)

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

●Edyサービス

エディの発行、エディの購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとしてエディを使用したときには、使用されたエディに相当する代金額と同額の金額を当社が加盟店に対して支払うサービス

●Edyカード

利用者が本約款に従ってエディを記録し使用するために必要な機能を備えた非接触ICカード等

●エディ

当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段

●Edy番号

Edyカードに記載される番号であって、当該Edyカードに記録されるエディ及びエディによる取引を特定するために割り当てられる16桁の数字

●Edyマーク

Edyカードであることを認識するためにEdyカード券面に表示され、また加盟店標識として使用されるEdyサービスのマーク

●利用者

Edyカードを正当に保有する方であって、当社が発行するエディを正当に入手して当社の定める方法でエディを使用する方

●加盟店

当社のエディの取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて利用者がエディを使用することができる事業者

●商品等

利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等

●エディ端末

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて利用者がエディを使用するために必要となる機器であって、加盟店又はその指定する場所に設置される端末機器

●Edyチャージャー

利用者が本約款第6条によりエディの発行を受けることのできる端末機器

●パーソナルリーダー・ライタ

インターネットを介して利用者がエディの発行を受ける際又はインターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金の支払いにエディを使用する際に必要となる端末機器(その他の機器に内蔵される端末機器も含む。)

●提携会社

当社からエディの発行に関する事務の委託を受け、当社から利用者に対するエディの発行に関する事務を履行する事業者

第3条(Edyサービスの利用)

- 1.利用者は、当社が発行するエディの使用及びEdyサービスの利用について、本約款を遵守してください。
- 2.利用者は、Edyマークを掲示した加盟店で、商品等の購入又は提供の代金の支払いにエディを使用することが

できます。

第4条(パーソナルリーダー・ライタの取扱い)

- 1.利用者は、インターネットを利用した取引においてエディの使用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライタを利用者の費用により入手してください。
- 2.利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、利用者が使用する機器(以下「パーソナルリーダー・ライタ接続機器」といいます。)に当社所定の方法に従い使用してください。なお、機器の種類によっては、パーソナルリーダー・ライタの使用ができない場合がありますので、事前にご確認ください。

第5条(エディの取扱い)

- 1.利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的でエディを使用することはできず、かつ、営利目的にエディ、Edyカード又はパーソナルリーダー・ライタを使用しません。
- 2.利用者がEdyカード1枚に記録することのできるエディの上限は、Edyカードに記載されている金額とします。利用者は、上限の範囲内であれば何度でも、本約款に基づき当社からエディの発行を受け、Edyカードに記録することができます。
- 3.エディの未使用残高は、エディ端末、パーソナルリーダー・ライタ接続機器又はEdyチャージャー等の画面に表示させる方法により確認することができます。
- 4.利用者は、エディ、Edyカード又はパーソナルリーダー・ライタの破壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずエディの複製を試みたり、そのような行為に加担及び協力しません。

第6条(エディの発行)

- 1.利用者は、エディの発行を希望するときは、当社所定の方法により手続を行います。
- 2.エディが利用者のEdyカードに記録された時点をもって、利用者に対しエディが発行されます。
- 3.1回に発行されるエディの額は、金25,000円相当を限度とし、かつ、利用者は、当社所定の金額単位でのみ発行を受けることができます。
- 4.利用者が支払うエディの発行対価は、利用者から当社に対し、直接又は提携会社を通じて支払われます。
- 5.利用者は、当社又は提携会社所定の時間内に限り、エディの発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、エディの発行が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

第7条(エディの使用)

- 1.利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edyカードに記録されたエディを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。
- 2.利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をエディで支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額がエディ端末に入力された後、利用者は、Edyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせることにより(加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。)商品等の代金額に相当するエディをエディ端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、商品等の代金額及び使用後のエディの残高がエディ端末に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、速やかに当該加盟店に対してお申し出ください。
- 3.利用者が加盟店に対し、インターネットを通じてエディにより商品等の代金を支払う場合には、利用者は、パーソナルリーダー・ライタ接続機器の画面の指示に従い、Edyカードより商品等の代金額に相当するエディをエディ端末に移転させて、加盟店に当該代金を支払います。
- 4.前二項の場合、エディ端末又はパーソナルリーダー・ライタ

接続機器に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のEdyカードから加盟店のエディ端末に対するエディの移転が完了し、これにより当該エディ相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。

5. 利用者は、本条第2項及び第3項の場合において、エディが正常に移転するまで、Edyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせてください。Edyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、エディが正常に移転しなかった場合、利用者は、加盟店の指示に従ってください。
6. 利用者は、エディにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決します。
7. 当社は、利用者と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わな

とします。

第17条(調査)

- 1.当社は、エディの安全性を高める目的及び当社が不適当と判断するエディの使用を防止する目的等のために調査、情報の取得を行うことがあります。
- 2.利用者は、当社が前項の目的のため利用者におけるエディの使用状況について調査、情報の取得を行い、法令等に基づく場合又は捜査機関、税務署その他国の機関からの要請その他当社が必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第18条(利用資格の取消し)

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者のEdyサービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対しEdyサービスの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ①本約款に違反した場合
- ②反社会的勢力である又はその疑いがあると当社が判断した場合
- ③Edyサービスの利用に関し、自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害した場合
- ④Edyサービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると当社が判断した場合
- ⑤その他利用者のEdyサービスの利用状況等から、Edyサービスの利用者として不適格と当社が判断した場合

第19条(加盟店及び商品等)

- 1.当社と加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
- 2.当社と加盟店は、販売又は提供に係る代金についてエディを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第20条(Edyサービスの終了等)

- 1.当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他の事由により、Edyサービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社に、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知します。
- 2.利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用のエディについて第12条による払戻しの手続を行います。

第21条(制限責任)

Edyサービスを利用することができないことにより利用者が生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負いません。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失にもとづく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、当社は責任を負いません。

第22条(約款の変更)

当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本約款を変更することができます。当該告知後、利用者がエディの発行を受け又はエディを使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第23条(合意管轄裁判所)

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

附則

本約款は、平成22年11月1日から適用します。

【お問合せ・ご相談窓口】

本約款に関するお問合せは、以下の連絡先までご連絡ください。
ビットワレット株式会社
東京都品川区東品川四丁目12番3号
TEL 0570-081-999